

彦根いい秋 散策プラン

期間 10月18日(出)〜11月24日(閉)  
秋の彦根を楽しんでいただくこと、「彦根いい秋散策プランガイドブック」を無料配布しています。彦根の観光情報を満載しているほか、市内101か所、観る・食べる・買う・泊まるで特典が受けられる「とくとくクーポン」と、市内観光地

を巡るスタンプリーも掲載しています。スタンプリーの走破記念品は、「ひこねちゃんタオルハンカチ」です。ぜひ、「とじ込みのアンケート」に答えると、抽選で彦根の特産品などが当たります。  
ガイドブック配布場所 彦根商工会議所、彦根市観光案内所(彦根駅前)、(社)彦根観光協会事務所、夢京橋あかり館

ひこね街なかプラザ、彦根城管理事務所、(株)観光振興課(市役所3階)、支所・各出張所  
問い合わせ先 彦根いい秋散策プラン班(彦根商工会議所内) ☎22-4551番、FAX 26-2730番、ホームページ: <http://www.hikone-cci.or.jp>

光の祝祭 彦根城ライトアップ

「ひこね夢灯路」

期間 11月30日(日)  
場所 彦根城周辺  
夜の静寂のなかに浮かび上げる彦根城天守や、内濠の石垣、佐和口多聞櫓などの歴史的景観をライトアップして、美しく映し出します。  
また、11月15日(土)からは、夜間に玄宮園を特別公開する「錦秋の玄宮園ライトアップ」も始

まります。紅葉が映える玄宮園をライトアップし、さまざまな灯りで幻想的な空間を演出します。  
問い合わせ先 (株)彦根観光協会 ☎23-0001番、FAX 26-1919番



▲ライトアップされた重要文化財の佐和口多聞櫓

11月9日(日)〜15日(土)は秋の火災予防運動  
火のしまっ 君がしなくて 誰がする

火災が発生しやすい季節を迎えます。火災予防運動は、一人ひとりが火災予防に対する意識を高めていただき、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的に、毎年実施しています。皆さんもこの運動を通じて、火災予防に対する関心を高め、家庭や地域から火災が発生しないよう火の取扱いにじゅうぶん気を付けましょう。

今年も、消防本部管内(彦根市・犬上郡)で、放火

および放火の疑いが原因となった火災が多く発生しています。放火による火災は、全国的にも火災原因の上位にあがっています。放火による火災は、自分たちの不注意や油断などから起こるものではなく、意図的に火を点けるという犯罪行為です。人気のない場所や、夜間を狙った放火が数多く発生しています。放火されにくい環境を地域ぐるみで作らしましょう。

住宅火災から命を守る 7つのポイント

- ①寝たばこは、絶対しない。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ⑤寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ⑥火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ⑦高齢者や障害のある人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



虐待が子どもにも与える影響

子どもへの虐待は、子どもの心身の成長と人格の形成に大きな影響を与える、子どもに対する最も重大な権利侵害です。また、虐待は、次の世代に引き継がれる恐れもあります。  
よく「しつけ」であるか「虐待」であるかが議論されますが、たとえ、しつけのつもりであっても、なぜ叱られたのかを理解されないままに、恐怖感だけを与えてしまっている場合などは、親の思いや意図とは関係なく虐待となってしまう。つまり、子ども

自身にとって有害かどうかで判断することが大切です。

『子どもの人権』をみんなで守ろう！

私たちが毎日の生活を送っているなかで、虐待を受けている子どもを見かけたり何か様子が変だなと感じたりしたら、下記の機関までご相談、またはご連絡ください。  
相談者や連絡者の秘密は守られます。また、調査をした結果、虐待の事実がなかったとしても、責任を問われることはありません。まず、子どもの

11月は 児童虐待防止推進月間です  
青少年健全育成強調月間です

彦根市青少年育成市民会議を中心に、地域の青少年育成関係団体や関係機関が連携・協力して「地域の子どもは地域で守る」をスローガンに青少年の健全育成を目指しています。

有害図書などの回収(白ポスト)

露骨な性描写や粗暴性を助長する内容の雑誌や書籍、ビデオ、DVDなど、青少年にとって有害な図書などを回収するために、市内JR、近江鉄道の各駅に白ポストを設置し、定期的に回収しています。また、有害図書などの自販機の撤去運動を推進したり、販

青少年健全育成に協力する店

事件・事故の防止や青少年の非行防止のため、PTAや彦根市青少年育成市民会議が中心になって、営業者への啓発活動をしています。営業者に、万引き防止や適正な販売・陳列、青少年の深夜徘徊の防止に努めるように要請したり、パトロールの際の協力を依頼したりしています。協力店は、「青少年

健全育成に協力する店」のステッカーを掲出しています。

インターネット上の 有害情報から子どもを守る

フィルタリング機能があるソフトウェアの利用により、有害情報から青少年(6歳以上18歳未満)を守ることが出来ます。青少年がインターネットを利用する場合には、保護者の皆さんは次のことに努めてください。  
①フィルタリング機能のあるパソコンや携帯電話の利用  
②インターネットに関する危険性や対応方法の指導

青少年の夜遊びを防止する

午後11時から午前5時までは、青少年が深夜営業店へ入場することが制限されます。保護者は特別な場合のほかは、深夜に青少年を外出させないよう努めてください。また、保護者の依頼や承諾、そのほかに正当な理由のある場合を除いて、深夜に青少年を連れ出したり、同伴したりしてはいけません。  
問い合わせ先 団子ども青少年課 ☎23-95000番、FAX 26-17608番



☎077-562-8996番  
▼お近くの民生委員・児童委員